

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局総務課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について（追加）」の一部改定について

計6枚（本紙を除く）

Vol.93

平成21年5月29日

厚生労働省老健局総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（企画法令係・内線 3919）
FAX：03-3503-2740

事務連絡

平成21年5月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について（追加）」
の一部改定について

平成21年5月20日付け事務連絡「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について（追加）」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）（以下、「5月20日付け事務連絡」という。）を发出していたところですが、平成21年5月22日、新型インフルエンザ対策本部において、「基本的対処方針」、「『基本的対処方針』等のQ&A」及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（以下「運用指針」という。）が決定されました。

これに伴い、5月20日付け事務連絡の別紙（社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）での対応について Q&A）については、運用指針に即し地域ごとの対応を加えるなどの改定を行うこととしますので、十分に留意するとともに、管内市町村及び関係機関等への周知徹底を図るようお願いします。また、同事務連絡の本文のうち、「「確認事項」Q&A」（平成21年5月16日新型インフルエンザ対策本部幹事会）は、「「基本的対処方針」等のQ&A」（平成21年5月22日新型インフルエンザ対策本部）と読み替えていただくようお願いします。なお、今回の改定は本文及び別紙についてのみであり、別表については変更がない旨申し添えます。

社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）
での対応について Q & A

平成21年5月29日現在

（問）社会福祉施設等（入所サービスを行う施設等に限る。）で入所者又は従業員が新型インフルエンザに感染した場合、どのように事業を継続すればよいか。

（答）

以下の点に留意した上で事業者は、事業を継続すること。なお、感染の発生状況等地域の実情に応じて柔軟に実施することが必要である。また、事業者は、不測の事態に備え、自治体等と連携し、事業を継続できる体制整備を行う必要がある。

1. 入所者が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、速やかに個室に転室させる等の感染防止措置を講じるとともに、事業者は、嘱託医もしくはかかりつけの医師等に連絡するとともに、最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談し、その指示に従って、発熱外来等を受診させること。受診の際、感染が疑われる入所者及び同行者に不織布製マスクの

着用、手洗いを徹底させること。

2. また、従業員が新型インフルエンザに感染していると疑われる場合、出勤を停止、最寄りの保健所等に設置された発熱相談センターに相談させ、その指示に従って、発熱外来等を受診させること。
3. 1または2において受診した者の新型インフルエンザの感染が確定した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条に基づき、感染した入所者或いは従業員は、基本的に感染症指定医療機関に入院となること。ただし、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域においては、重症患者及び基礎疾患があり重症化する可能性の高い患者に、優先して入院治療が行われること。
4. 入所者或いは従業員の新型インフルエンザの感染が確定した場合、事業者は保健所に積極的疫学調査の実施について相談し、実施にあたっては保健所の指示に従うとともに、積極的に協力すること。また、事業の継続に当たっては、濃厚接触者（高危険接触者）と保健所に判断された入所者又は従業員への対応等について、以下の記載事項に留意すること。ただし、5～8の記載事項とは異なった対応を保健所から指示された場合には、当該指示に従うこと。具体的に、濃厚接触者と想定される者は別表に示すとおり。

5. 保健所により濃厚接触者と判断された入所者は、個室に転室させることが望ましいが、個室が用意できない場合は濃厚接触者のみの居室を用意し移動させ、7日間は施設内の移動を制限した上で、健康管理を徹底すること。また、介護・支援の際は不織布製マスクと使い捨て手袋を着用した上、当該入所者についてはできるだけ同じ従業員がサービスを提供する体制とするなどのサービス提供上の対応を図ること。なお、同室に濃厚接触した入所者が複数いる場合、ベッド間の距離を2m以上離し、カーテン等でのベッド間の仕切り等の対応を実施し、できるだけ接触を防ぐこと。

また、保健所の判断により、濃厚接触者と判断された入所者は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象となること。ただし、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域においては、予防投与の対象は、基礎疾患を有する等の入所者が、ウイルスに暴露し、感染した可能性が高い場合に限られること。

6. 保健所により濃厚接触者と判断された従業員は、個別に保健所の指示に従うこと。また、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（5月22日付、厚生労働省）における医療従事者への予防投与の取扱いに準じ、ウイルスに暴露し、感染した可能性が高い従業員については、保健所の判断に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象となること。ただし、急速な患者数の増加が見

られ、重症化の防止に重点を置くべき地域においては、予防投与の対象は、基礎疾患を有する等の従業員が、ウイルスに暴露し、感染した可能性が高い場合に限られること。

7. 事業者は、新型インフルエンザに感染した者及び濃厚接触者以外の入所者及び従業員の健康状態にも留意し、毎日の健康管理を徹底するとともに、施設内での感染拡大を防止するため、以下の点に留意すること。

- 食堂に集まって食事をする際には、おおむね2メートル程度、席の間隔をとること
- 共同のレクリエーション等の人が集まる活動等を自粛すること
- 入浴は、個浴又はシャワーとし同一時間帯における複数の入浴を避けること、又は清拭とすること等

8. 家族等との面会に当たっては手洗いを励行するなど感染防止対策を徹底するよう求めるとともに、他の入所者とできる限り接触しないよう行動範囲や面会場所を検討すること。給食・リネン業者等、施設での生活維持のために必要な外部事業者に対しては、マスクや手袋の着用等の感染防止対策を徹底した上で、作業時間や行動範囲を制限する等、できるかぎり入所者や従業員との接触を避けるような対応を行うこと。それ以外の外部事業者の不要不急の出入りについてはできるだけ避けること。

濃厚接触者（高危険接触者）について（抄）

ア. 世帯内居住者

患者と同一住所に居住する者。

イ. 医療関係者

個人防護具（PPE）を装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、患者の診察、処置、搬送等に直接携わり曝露の可能性のある医療関係者や搬送担当者。

ウ. 汚染物質への接触者

患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く。）、排泄物などに、防護装備なしで接触した者。具体的には手袋、マスク、手洗い等の防護対策なしで患者由来検体を取り扱った検査従事者、患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等。

エ. 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な距離で、PPE を装着しなかったかあるいは正しく着用せずに、上記患者と対面で会話や挨拶等の接触のあった者。接触時間は問わない。勤務先、学校、医療機関の待合室、会食やパーティー、カラオケボックス、乗用車の同乗等での近距離接触者等が該当する。

オ. 蔓延地域滞在者

新型インフルエンザがヒトーヒト感染し、蔓延しているとされている地域（または国）に滞在または旅行していた者。当該地域（または国）での接触歴の有無は原則として問わない。蔓延地域（または国）については、別途指定するものとする。

（出典 新型インフルエンザ積極的疫学調査実施要項
（暫定版）一部改変）